

北小倉小学校跡地活用基本構想

令和 7 年 3 月

宇治市

目次

1. 基本構想策定の目的と経緯	1
2. 北小倉小学校の概要と活用の考え方について	2
1)北小倉小学校の概要について	2
2)北小倉小学校跡地の活用に関する基本的な活用方針	3
3)施設状況に対応した跡地活用の考え方について	3
3. 北小倉小学校跡地の活用に関する意見等について	3
1)西小倉地域小中一貫校整備検討委員会	3
2)宇治市スポーツ推進審議会	4
3)スポーツイベントにおけるアンケート結果	4
4. 西宇治公園との連携について	5
1)西宇治公園の現状	5
2)北小倉小学校跡地活用と西宇治公園の連携の方向性	6
5. 跡地活用の内容及び整備構想・スケジュールについて	6
1)跡地活用における既存施設の活用に関する考え方	6
2)整備構想	7
3)整備の想定スケジュール	9

1. 基本構想策定の目的と経緯

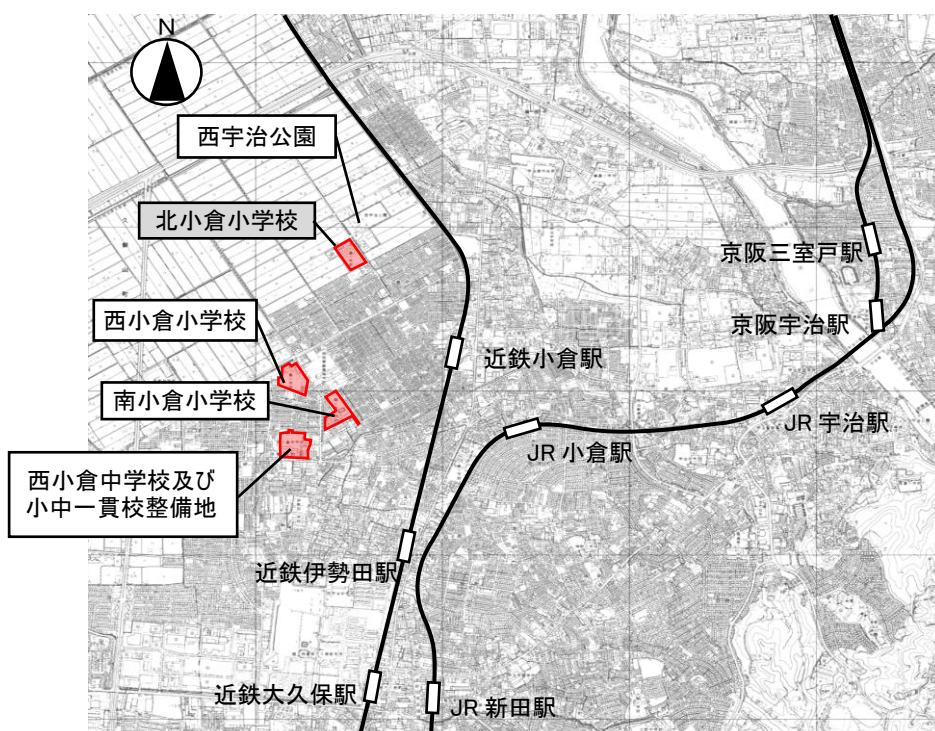
西小倉地域においては、児童・生徒数の減少等により、小中学校を統合し、宇治市で2番目となる施設一体型小中一貫校の整備を進めており、これに伴って西小倉小学校、北小倉小学校、南小倉小学校の3つの小学校が廃校となる予定です。

宇治市では厳しい財政状況の中においても、持続可能な市民サービスを提供するため、時代に即した機能への見直しをはじめ、公共施設の総量の適正化や、施設の長寿命化等を図ることとしており、西小倉地域における小学校跡地活用においても、新たに公共施設をつくるだけでなく、集約化、複合・多機能化や施設規模の適正化を図るなど、これまで以上に効率的かつ効果的な運用が求められています。

このような状況を踏まえ、令和4年1月に外部委員会である西小倉地域小中一貫校整備検討委員会を組織し、3小学校の跡地活用について検討を行い、令和5年9月にその検討結果として同検討委員会より「西小倉地域小学校跡地利活用に関する検討結果について」（以下、検討委員会の検討結果）の報告を受けました。その検討委員会の検討結果を踏まえ、宇治市として、令和5年12月に「西小倉地域小学校跡地に関する基本的な活用方針」（以下、基本的な活用方針）を策定しました。

この基本的な活用方針では、北小倉小学校跡地について、「スポーツ・遊びの場」として、スポーツ活動を通じて、心身の健康づくりと、人や地域とのつながりの創出に寄与できる場、子ども達が元気いっぱい遊ぶことができる場を目指すとしており、この基本的な活用方針を踏まえて、この間、専門的な見地からの意見や若い世代の意見等を伺いながら検討を進めてきました。

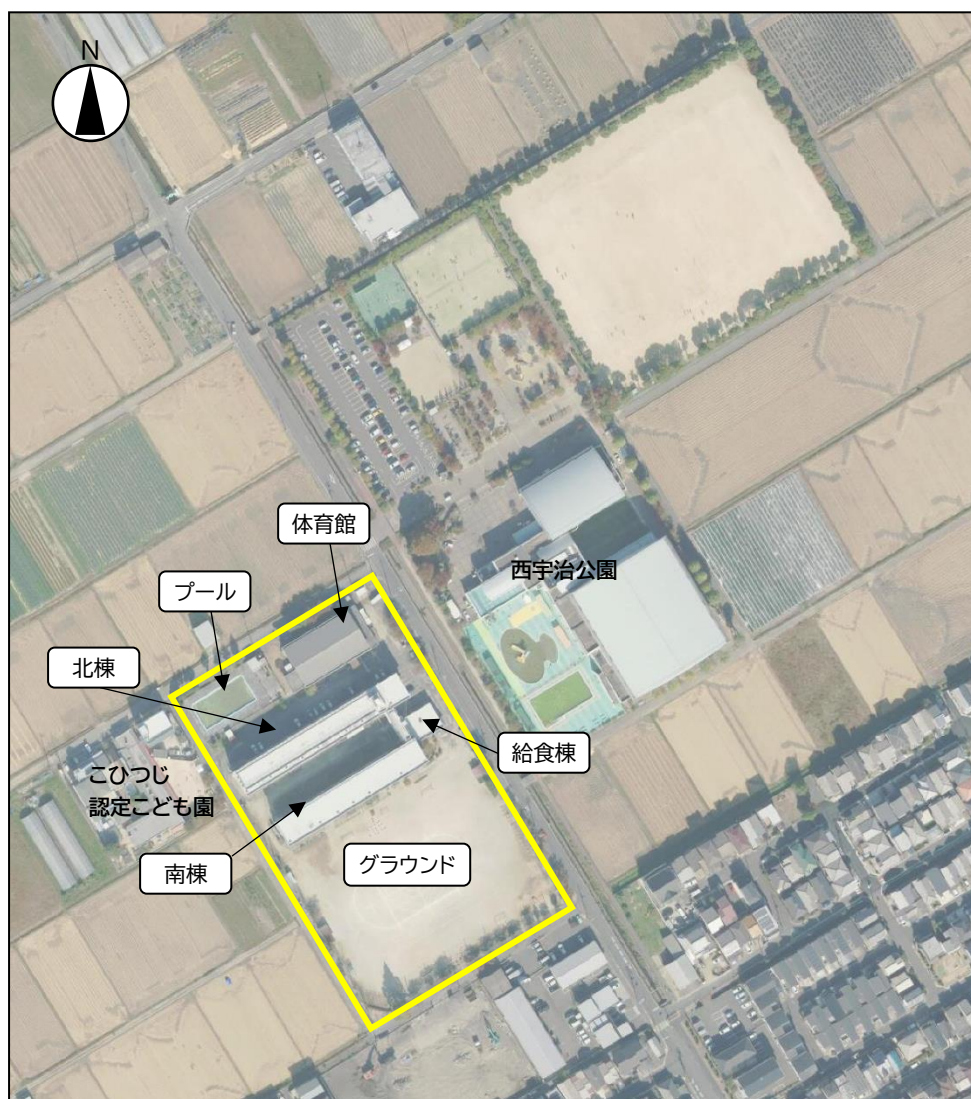
これまでの検討を経て、この度、北小倉小学校の跡地活用についてのより具体的な整備方針を示すことを目的に、基本構想を策定します。



2. 北小倉小学校の概要と活用の考え方について

1) 北小倉小学校の概要について

所在地	宇治市小倉町堀池 7 2 番地
敷地面積	17,301 m ²
施設概要	校舎（北棟、南棟、給食棟）、体育館、プールほか 延床面積：5,258 m ² 昭和 47 年竣工（令和 6 年 4 月時点：築 52 年） 耐震改修工事（平成 25 年） 空調設備工事（平成 26 年）
用途地域	市街化調整区域
避難所指定	指定緊急避難場所



2)北小倉小学校跡地の活用に関する基本的な活用方針

基本的な活用方針（R5.12 策定）における北小倉小学校跡地活用の方向性は次のとおり。

【北小倉小学校跡地】

「スポーツ・遊びの場」として、スポーツ活動を通じて、心身の健康づくりと、人や地域とのつながりの創出に寄与できる場、また、子ども達が元気いっぱい遊ぶことができる場を目指します。

3)施設状況に対応した跡地活用の考え方について

北小倉小学校跡地の活用において、考慮すべき点は大きく次の3点。

- 廃校後も避難所としての機能を維持しつつ、既存建物の有効活用を図る必要がある
- 施設運営等において西宇治公園との連携を図る
- 市街化調整区域に位置するため、土地利用において厳しい規制がかかっている

上記の状況において、基本的な活用方針に定める「スポーツ・遊びの場」を実現するには、公園施設として設置及び管理を行いながら西宇治公園との連携を図ることが、効果的かつ効率的であることから、都市公園として活用を図ることとします。

また、既存建物については避難所として機能を維持しつつ、有効活用を図ることとします。

3. 北小倉小学校跡地の活用に関する意見等について

1)西小倉地域小中一貫校整備検討委員会

検討委員会の検討結果における北小倉小学校跡地の利活用アイデアは下記のとおり。

○スポーツの場

- ・グラウンド、体育館などを利活用し、スポーツができる場
- ・運動器具（バスケットゴール、テニスの壁打ち用施設等）の設置
- ・子ども、若者に人気のスポーツができる場（スケートボード・eスポーツなど）
- ・高齢者に人気のスポーツができる場（グラウンドゴルフなど）

○遊びの場

- ・3小学校グラウンドに代わる子どもたちの遊びの場
- ・アスレチックなどの遊具

○イベント会場

- ・野外ホール（音楽イベントなど）

○その他のアイデア

- ・避難場所として利活用
- ・西宇治運動公園との連携

2)宇治市スポーツ推進審議会

宇治市スポーツ推進審議会（R6.8.27）において、北小倉小学校跡地の活用について、第2期宇治市スポーツ振興計画の観点も踏まえながら、委員の方々のそれぞれの経験や学識的な視点などからご意見を伺った内容は下記のとおり。

- ・ スケートボード、クライミング、ダンス、フットサル、eスポーツなどができる施設
- ・ 上記の施設整備とあわせてスポーツ教室などの実施
- ・ 宇治市に行けばオリンピック 32 競技全てできる場所があるようなまちづくり
- ・ 多機能で多目的、かつ無難ではない施設
- ・ 高校生、大学生のような若い方が来るような魅力ある施設整備
- ・ 赤ちゃんの時からスポーツで遊ぶ習慣づくりの場
- ・ 世代間交流プログラムや健康増進の取組
- ・ 大学生からスポーツも学べて、勉強も教えてもらえるような取組
- ・ デジタルアートなどにより、文化とスポーツの垣根を超えるような取組

3)スポーツイベントにおけるアンケート結果

市民スポーツまつり（R6.10.14）及びこどもスポーツフェスタ（R6.10.27）において、西小倉地域小中一貫校整備検討委員会及び宇治市スポーツ推進審議会からの意見を基に、「スポーツ・遊びの場」として欲しいと思うものについてアンケートを実施した結果は下記のとおり。

	小学生以下		中学・高校生		保護者等		合計
	男	女	男	女	男	女	
芝生などの広場	4		1		7	4	16
アスレチック	34	28	1	2	5	15	85
小さい子ども用の遊具	4	6	1	1	3	8	23
グラウンドゴルフ	1	3		1			5
スケートボード	5	11			2	5	23
eスポーツ	10	4			1		15
クライミング・ボルダリング	10	4		3	5	15	37
ダンス	2	17		1	4	4	28
フットサル	2				4	3	9
バスケットコート※	3	1	2		5	3	14
テニスコート※		1					1
一輪車※		1					1
合計	75	76	5	8	36	57	257

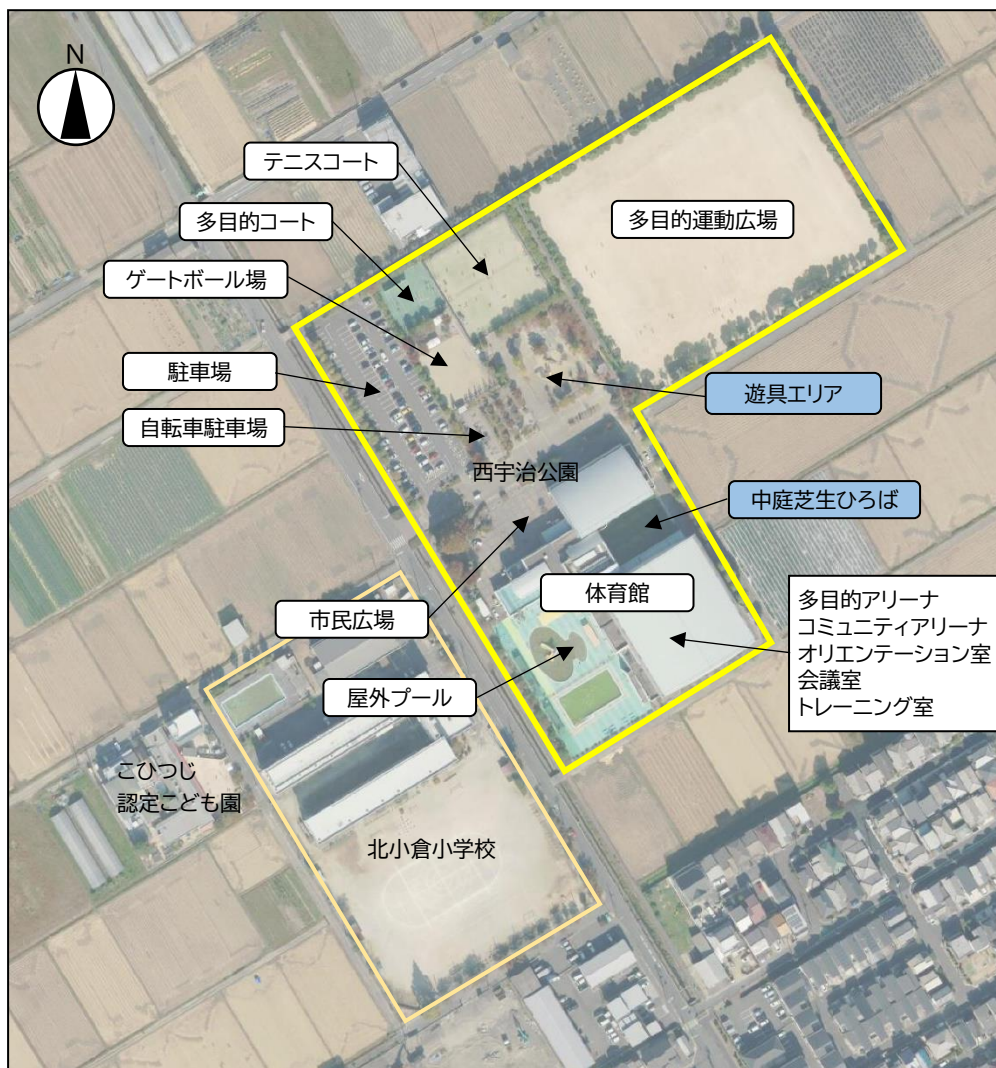
※当日回答者から追加された項目

4. 西宇治公園との連携について

1) 西宇治公園の現状

この間、子育て環境の充実を図るため、遊具エリアへのインクルーシブ遊具の設置や中庭への芝生ひろばの整備を行ったことなどから、幼児等の利用も増えてきています。今後も子どもたちの遊びの場としての機能拡充を目指し、施設再編などについても検討します。

<西宇治公園の現状図>



2)北小倉小学校跡地活用と西宇治公園の連携の方向性

隣接する西宇治公園の施設再編や機能移転等も行いながら、西宇治公園と北小倉小学校跡地の一体的な活用を図り、両施設を最大限に活用する中で、より一層魅力的で使いやすいスポーツ・遊びの拠点を目指します。北小倉小学校跡地については西宇治公園と機能分担を図りながら、これまで宇治市内の公共施設にはない、アーバンスポーツ※を行える施設を集約した公園施設として、今後の検討を進めます。

また、管理運営については、指定管理者制度も含めて手法を検討します。

※アーバンスポーツ：広い競技場を必要としない都市型スポーツで、代表的な競技としてスケートボード、スポーツクライミング、3×3などが挙げられます。

5. 跡地活用の内容及び整備構想・スケジュールについて

1)跡地活用における既存施設の活用に関する考え方

都市公園に指定し、公園施設として各種施設を設置する場合、関係法令及び宇治市都市公園条例により建築面積の上限（敷地面積の12%）が定められており、都市公園としての良好な環境を確保することが求められます。そのため、校舎の北棟を除却し、中庭ゾーンとして活用することで公園として快適な空間を確保するとともに、効果的な施設整備を図ることとします。

一方で、浸水想定区域における垂直避難が可能な場所として南棟は残し、防災備蓄スペースの確保、屋内施設の配置や公園施設の管理事務所、利用者の更衣室としての利用などを想定するとともに、他の利用目的での貸与など、有効活用を図ることとします。

また、公共施設等総合管理計画の観点からも、活用を図る上で目的に合わせた適切な施設規模とすることが必要です。

あわせて、跡地活用全体におけるリノベーション等は施設の耐用年数を見据えた内容とし、その後の活用については改めて、西宇治公園とともに総合的な整備を検討することとします。

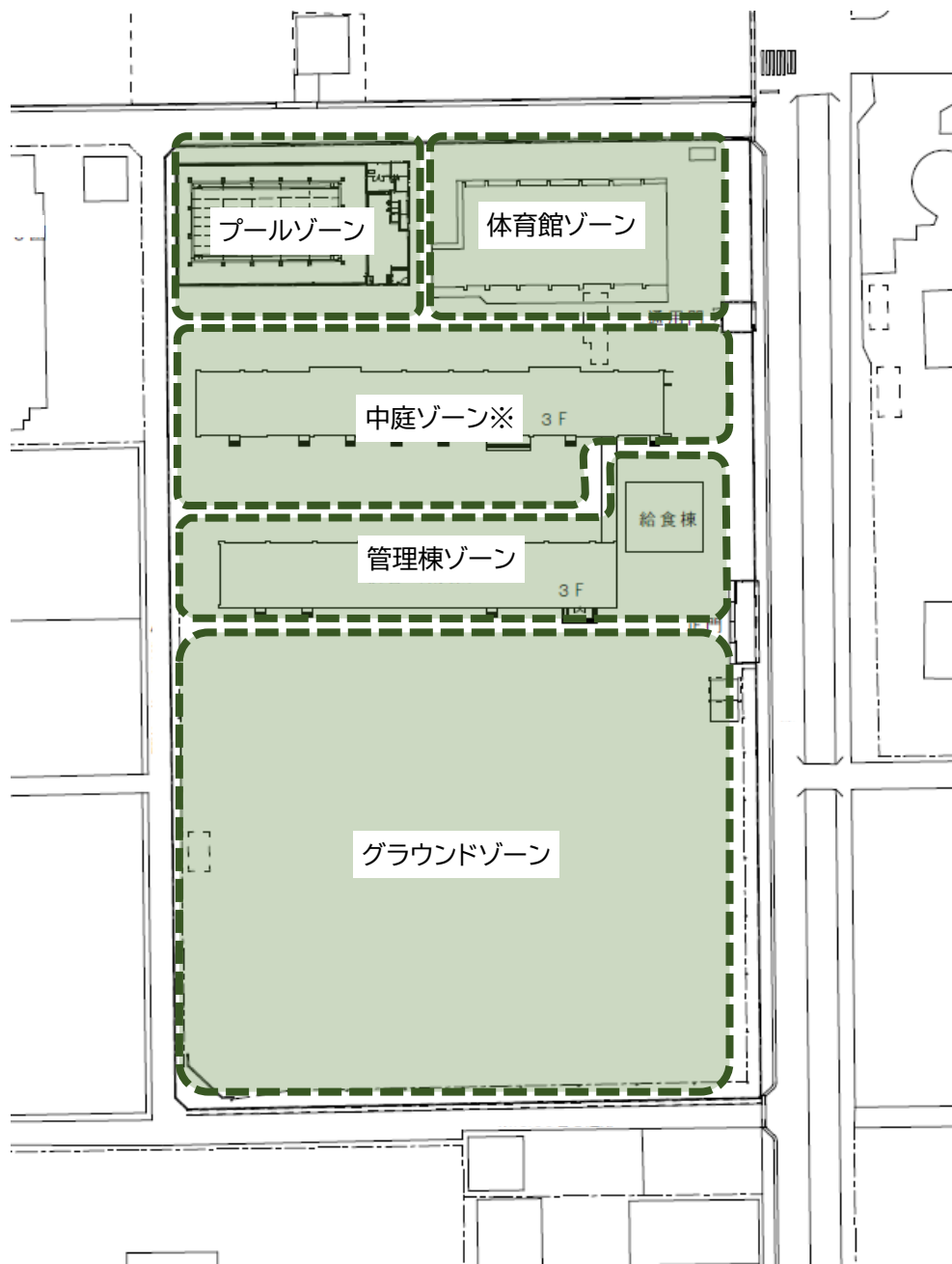
【既存施設の建築面積】

施設名	建築面積	備考
校舎北棟	844 m ²	除却
校舎南棟	722 m ²	
給食棟	166 m ²	
体育館	696 m ²	
計	2,428 m ²	敷地面積の12%を超えているため、施設の除却が必要 (17,301 m ² × 12% ≒ 2,076 m ²)

2)整備構想

①整備ゾーンの設定

既存施設の配置状況に基づき、北小倉小学校跡地の活用に係る整備ゾーンを下図のとおり設定し、それぞれに活用内容を検討しつつ、段階的に整備を進めることとします。



※校舎北棟を除却し、中庭ゾーンとする

②各ゾーンの活用内容

将来的な西宇治公園との一体的な運用を踏まえながら、これまでにいただいたご意見をはじめ、市民、地域等のニーズなどを総合的に勘案し、各ゾーンの活用内容については以下のとおりとします。

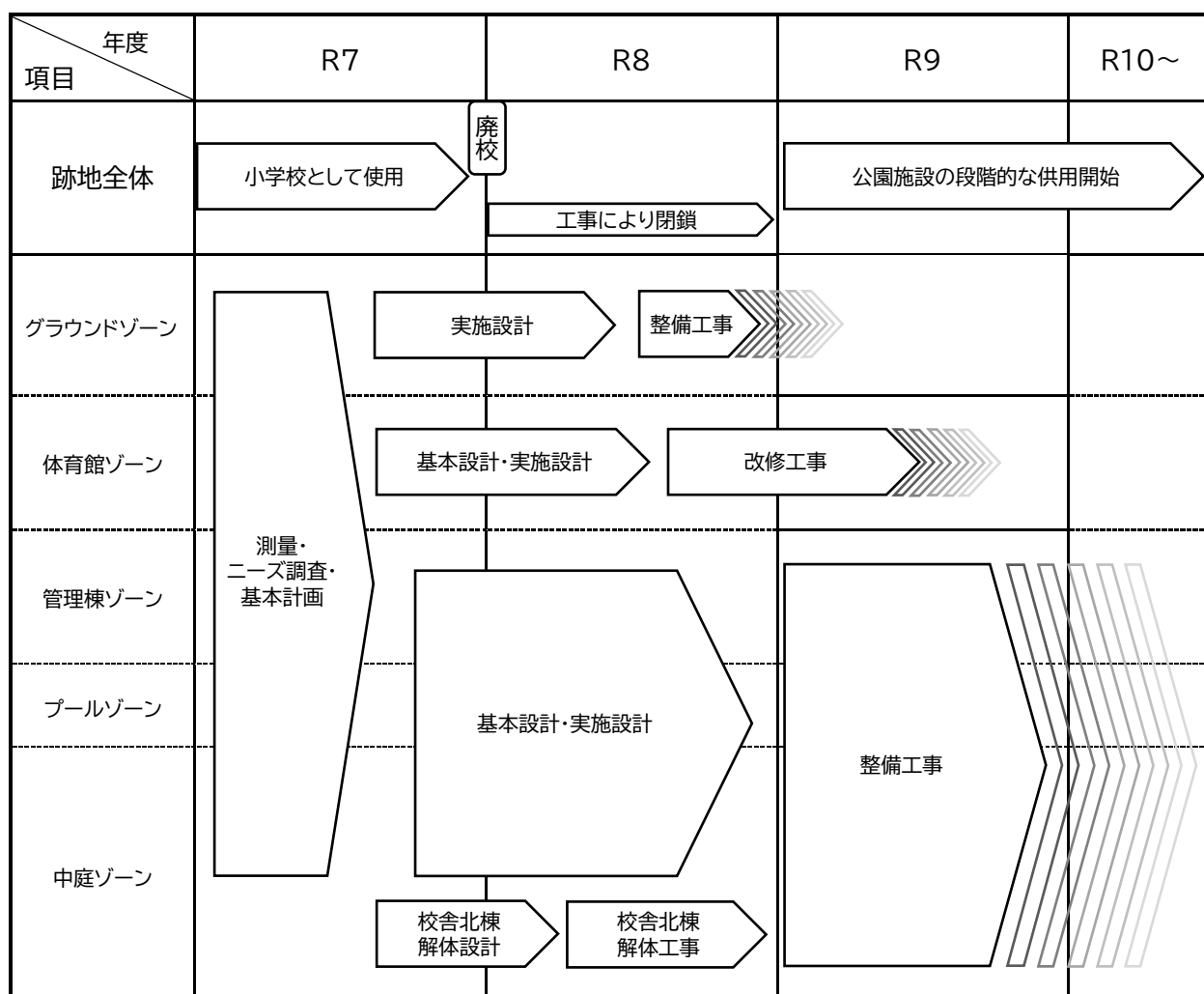
ゾーン	活用内容
グラウンドゾーン	小学校のグラウンドを残し、必要な整備を行った上で屋外スポーツ活動の場所として活用する。 サッカー、野球、ソフトボール、グラウンド・ゴルフなどの利用を想定する。
体育館ゾーン	小学校の体育館を残し、必要な改修を実施して屋内スポーツ活動の場所として活用する。 バレーボール、バスケットボール、バドミントンなどの利用を想定する。 災害時には避難所として使用するため、空調設備等の導入を検討する。
管理棟ゾーン	災害時の避難場所として、校舎南棟を残し、活用を図る。 校舎内には公園施設として必要となる管理事務所機能や更衣室、クライミングや遊びの場としての機能を想定するとともに、防災備蓄スペースとしての使用や他の利用目的での貸与など、有効活用を図る。また、エレベーター設置など、バリアフリー化も検討する。
プールゾーン	プール施設はリノベーション、もしくは除却し、スケートボードパークなどの施設整備を検討する。
中庭ゾーン	校舎北棟を除却し、除却後のスペースにおいて、西宇治公園からの3×3コートの機能移転や駐車場などの整備を検討する。

上記の活用内容を基本とし、アーバンスポーツなどを楽しめる魅力的な施設となるよう、順次必要なニーズ調査等も行いながら整備を進めていくこととします。

3)整備の想定スケジュール

令和7年度より順次測量・設計等を進めていくとした場合、令和8年度以降、工事が輻輳することが予想されることから、新たに整備する施設については、利用者等の意見を聞いた上で整備内容への反映を行いつつ、整備時期を調整しながら段階的に設計・工事を実施することとします。

なお、施設供用の開始時期については、工事等の状況を見ながら利用者の安全面を十分配慮し、検討することとします。



北小倉小学校跡地活用基本構想

令和 7 年 3 月

宇治市政策企画部政策戦略課

〒611-8501 宇治市宇治琵琶 3 3 番地

TEL 0774-20-8698 (直通)

Email seisakusenryaku@city.uji.kyoto.jp